

蛍光ランプがなくなる前に LED照明器具に交換しましょう！



令和6年(2024年)12月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

一般照明用の蛍光ランプの製造と輸出入は、段階的に規制され2028年1月1日以降は全て禁止となります。

※一般照明用の高圧水銀ランプは既に2021年1月1日以降、製造と輸出入が禁止されています。

■ 水銀汚染防止法による各種ランプの製造及び輸出入禁止の規制開始日

ランプの種類	電球形 蛍光ランプ	コンパクト形 蛍光ランプ	直管 蛍光ランプ	環形等その他の 蛍光ランプ
ランプの イメージ				
法令制定時 (規制開始日)	30W以下、水銀 5mg超 (2018年1月1日) [国際条約合意より3年前倒し]		<三波長形蛍光体> 60W未満水銀 5mg超 <ハロリン酸塩蛍光体> 40W以下水銀 10mg超 (2018年1月1日) [国際条約合意より3年前倒し]	規制無し
令和6年政令 改正により 追加されたもの (規制開始日)	30W以下、 水銀含有 5mg以下 (2026年1月1日)	30W以下、 水銀含有 5mg以下 (2027年1月1日)	<三波長形蛍光体> (上記を除く全て) (2028年1月1日)	<三波長形蛍光体> 全て (2028年1月1日)
	30W超、全て (2027年1月1日)		<ハロリン酸塩蛍光体> (上記を除く全て) (2027年1月1日)	<ハロリン酸塩蛍光体> 全て (2027年1月1日)
蛍光ランプの 型番例・品番例	EFA、EFG、EFD、 EFT	FPL、FDL、FML、 FPX、FDX、FHT、 FHP	FL、FLR、FHF、FSL	FCL、FHD、FHC

禁止となるのは製造と輸出入です。流通在庫品の販売や購入しての使用、既存ランプの継続使用は禁止されません。

水銀に関する水俣条約の第4回及び第5回締約国会議において、特定の電池や蛍光ランプを含む水銀添加製品の製造等の廃止が決定されたことを踏まえ、我が国においても同製品を「特定水銀使用製品」として規制するため改正されました。

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。